

## 付属文書1 米国、EUとのFTA発効に伴う日本企業の損失に関する試算

日本経団連日本ブラジル経済委員会

ブラジル日本商工会議所の協力を得て、日本経団連がFUNCEX〔外国貿易研究センター（ブラジルの民間シンクタンク）〕に委託した調査によれば、ブラジルが、米国あるいはEUとの間でFTAを締結した場合、日本からの輸出が受ける損失および在ブラジル日系企業が受ける損失の試算は以下のとおりである。

### （1）日本の輸出が受ける損失

#### ①米国とのFTA

米国とのFTAが発効した場合、日本企業が被る損失は年間5490万ドルに達する。この損失額のうち40%以上が「機械設備（2290万ドル）」に関連したものであり、「ベアリング・伝動装置、部品」「ポンプ・圧縮機」「一般用の機械・設備」「産業用の機械・設備・装置」などの割合が高い。

表1 ブラジルへの日本の主要製品別輸出の損失推定額  
(ブラジルと米国とのFTAを想定)

| 品目              | 単位:100万ドル   | 構成比 (%)      | ブラジルの日本からの輸入額に占める割合 (%) |
|-----------------|-------------|--------------|-------------------------|
| <b>機械設備</b>     | <b>22.9</b> | <b>41.6</b>  | <b>3.6</b>              |
| ベアリング・伝動装置、同部品  | 7.6         | 13.8         | 4.8                     |
| ポンプ・圧縮機、同部品     | 4.7         | 8.5          | 6.3                     |
| 産業用機械・設備・装置     | 3.2         | 5.9          | 3.2                     |
| 一般用機械・設備・装置     | 2.7         | 4.8          | 1.9                     |
| 測定・検査機器         | 5.5         | 10.0         | 6.7                     |
| 加硫処理ゴム製品        | 2.8         | 5.1          | 6.8                     |
| 金具・道具           | 2.6         | 4.7          | 4.8                     |
| 撮影機器・資材         | 2.3         | 4.3          | 5.5                     |
| 複写機・サーモコピー機     | 1.9         | 3.5          | 7.5                     |
| 樹脂、人造ゴム、人工・合成繊維 | 1.7         | 3.1          | 3.1                     |
| 自動車・トラクターの部品    | 1.5         | 2.7          | 0.5                     |
| 蛇口・パルプ・同等品      | 1.2         | 2.2          | 5.5                     |
| その他             | 12.5        | 22.8         | -                       |
| <b>合計</b>       | <b>54.9</b> | <b>100.0</b> | <b>1.9</b>              |

## ②EUとのFTA

EUとのFTAが発効した場合、日本企業にとっての損失は年間1億1840万ドルとなり、これは米国とのFTA発効に伴う影響の2倍を超える。この損失も「機械設備（5380万ドル）」に集中し、「ベアリング・伝動装置、部品」「一般用の機械・設備」「産業用の機械・設備・装置」「道具・機械道具、同部品」が大部分を占める。この他に「測定・検査機器（1170万ドル）」「自動車・トラクターの部品（890万ドル）」「乗用車（730万ドル）」などの損失額が大きい。

表2 ブラジルへの日本の主要製品別輸出の損失推定額  
(ブラジルとEUとのFTAを想定)

| 品目              | 単位:100万ドル    | 構成比 (%)      | ブラジルの日本からの輸入額に占める割合 (%) |
|-----------------|--------------|--------------|-------------------------|
| <b>機械・設備</b>    | <b>53.8</b>  | <b>45.4</b>  | <b>8.5</b>              |
| ベアリング・伝動装置、同部品  | 16.8         | 14.2         | 10.6                    |
| 産業用の機械・設備・装置    | 9.5          | 8.0          | 6.9                     |
| 一般用の機械・設備・装置    | 8.7          | 7.4          | 8.7                     |
| 道具・機械道具、同部品・付属品 | 5.9          | 5.0          | 11.4                    |
| ポンプ・圧縮機、同部品     | 5.4          | 4.6          | 7.4                     |
| 測定・検査機器         | 11.7         | 9.8          | 14.2                    |
| 自動車・トラクターの部品    | 8.9          | 7.5          | 3.0                     |
| 乗用車             | 7.3          | 6.1          | 8.3                     |
| 加硫処理ゴム製品        | 6.4          | 5.4          | 15.6                    |
| 金具・道具           | 5.7          | 4.8          | 10.5                    |
| 自動車エンジン・同部品     | 2.5          | 2.1          | 2.0                     |
| タイヤ             | 1.6          | 1.4          | 9.3                     |
| 蛇口・パルプ・同等装置     | 1.5          | 1.3          | 6.8                     |
| 樹脂・人造ゴム、人工・合成繊維 | 1.3          | 1.1          | 2.3                     |
| 撮影機器・資材         | 1.1          | 0.9          | 2.5                     |
| その他             | 16.9         | 14.2         | -                       |
| <b>合計</b>       | <b>118.4</b> | <b>100.0</b> | <b>4.0</b>              |

### (2) 在ブラジル日系企業が受ける損失

ブラジルと米国あるいはEUとのFTAが発効すると、日本からの輸出が減少するだけでなく、日本から中間財を輸入する在ブラジル日系企業にも損失が出る。在ブラジル日系企業が日本から中間財を輸入する場合、関税を支払う必要があるが、欧米の競合企業は同様の中間財を米国やEUから無関税で輸入できるため、日系企業は欧米企業に対し価格競争の面で不利になるからである。

## ①米国とのFTA

米国とのFTAが発効した場合、在ブラジル日系企業の損失は年間3570万ドルとなる。大部分の損失は「機械・設備の部品（1150万ドル）」に関連するものである。その他に「金属製品（470万ドル）」「自動車部品（330万ドル）」「タイヤ・エアベッセル・加工ゴム（320万ドル）」などが損失を受ける。

表3 在ブラジル日系企業の損失推定額—中間財  
(ブラジルと米国とのFTAを想定)

| 品目              | 単位:100万ドル | 構成比 (%) |
|-----------------|-----------|---------|
| 機械・設備の部品        | 11.5      | 32.3    |
| 金属製品            | 4.7       | 13.0    |
| 自動車部品           | 3.3       | 9.1     |
| タイヤ・エアベッセル・加工ゴム | 3.2       | 9.0     |
| 樹脂・人造ゴム、人工・合成繊維 | 1.9       | 5.4     |
| 電気部品            | 0.8       | 2.1     |
| 非鉄金属品           | 0.8       | 2.1     |
| 電子部品            | 0.5       | 0.4     |
| その他の中間財         | 9.1       | 25.5    |
| 合計              | 35.7      | 100.0   |

## ②EUとのFTA

EUとのFTAが発効した場合、在ブラジル日系企業が被る損失は年間7060万ドルである。大部分の損失は「機械・設備の部品（2680万ドル）」であり、「自動車部品（1270万ドル）」「金属製品（880万ドル）」「タイヤ・エアベッセル・加工ゴム（820万ドル）」にも損失が出る。

表4 在ブラジル日系企業の損失推定額—中間財  
(ブラジルとEUとのFTAを想定)

| 品目              | 単位:100万ドル | 構成比 (%) |
|-----------------|-----------|---------|
| 機械・設備の部品        | 26.8      | 38.0    |
| 自動車部品           | 12.7      | 18.0    |
| 金属製品            | 8.8       | 12.4    |
| タイヤ・エアベッセル・加工ゴム | 8.2       | 11.6    |
| 電気部品            | 1.6       | 0.3     |
| 樹脂・人造ゴム、人工・合成繊維 | 1.4       | 2.0     |
| 非鉄金属製品          | 1.0       | 0.4     |
| その他の中間財         | 10.0      | 14.2    |
| 合計              | 70.6      | 100.0   |

以上

## 付属文書2 ブラジルのビジネス環境改善分野に関する日本企業の見方

日本経団連日本ブラジル経済委員会

ブラジル日本商工会議所が、ブラジルに進出する日系企業を対象に実施したアンケート調査（2005年5月の第11回日本ブラジル経済合同委員会に提出）によれば、ブラジルのビジネス環境に関し、日本企業が重視する改善点は以下のとおりである。なお、下記事項はCNIでも検討されたものである。

### （1）治安

都市部の治安が悪化しており、企業にとっては安全対策費が大きな負担であり、外国直接投資、観光客や商用旅客の誘致の阻害要因ともなっている。また、近年はトラック運送中に貨物が盗難される事件が増加傾向にある。

### （2）法制度、行政手続き

#### ① 法令の明確化

ブラジルの法制度の特徴および統一的な法令解釈の困難から、訴訟になることが多い。ビジネスにかかわる法制度については出来るだけ規定を明確にする必要がある。

#### ② 企業再生法の執行

経営危機に陥った企業の再建を促進するため、ブラジルで2005年に「破産法」が改正され、「企業再生法」が制定された。手続きも効率化され、制度の改善が図られたことから、円滑な執行が期待される。

#### ③ 会社の設立

ブラジルにおける企業の登録手続きは複雑で、営業開始までの許可手続きに半年近くかかることがあり、ブラジルに直接投資を行う際の障害となっている。海外からの投資誘致を円滑に進めるためにも、優先的かつ持続的な施策として、支店および駐在員事務所の開設・閉鎖にかかわる手続きの簡素化、迅速化が重要である。

### （3）労働法の柔軟な適用

ブラジルの労働法は硬直的で柔軟性に欠ける。本来労使双方にとって利益に

なることであるが、交渉で解決する余地は少ない。労使関係をめぐって訴訟が頻発し、裁判には莫大な費用と時間を要する。労働組合との交渉によって業種別に賃金が一律に調整されるため、企業は正規雇用に慎重にならざるをえない。労働法制の改正に当たっては、各人の能力や企業業績を反映する形で、賃金の支払いや昇格を柔軟に決められるようにすることを目標にすべきである。

#### (4) 税制

##### ① 税制改革

複雑な税体系と重い税負担が、ブラジルの投資先としての国際的競争力を低下させている。連邦税、州税、市税、各種の負担金など50以上の種類があり、目的が類似しているものも多いことから整理統合し、税体系を簡素化すべきである。例えば、C P M F（金融取引暫定負担金）、I O F（金融取引税）はブラジル国内での金融取引コストを引き上げ、企業の投資意欲をそいでいる。また、I C M S（商品流通サービス税）、I P I（工業製品税）は財・サービス価格を引き上げ、競争力を低下させるものである。投資家の観点から、これらの税の改正が優先事項である。

##### ② 課税の透明性

暫定措置が頻繁に実施されるため、徴税が恣意的になる余地が大きく、税制上の優遇制度も不明確である。

##### ③ 移転価格税制

ブラジルの移転価格税制は、O E C Dのガイドラインに合致していない。たとえば、業種・製品ごとの特殊性に配慮した税制になっておらず、しかも企業にとっては申告書類の準備が過大な負担となっている。より効率的な制度とすべく、業界ごとの特性を考慮して適正な利益率を適用するとともに、製品・部品ごとの計算ではなく、より大きなグループを単位とする計算方法を認めるべきである。また、為替相場の変動に伴う差異を容認すべきである。加えて、二国間での二重課税のリスクを排除するために、両国課税当局と納税者が移転価格につき事前に合意するA P A（Advance Pricing Agreement）制度を整備すべきである。

## (5) 金融・資本市場、為替市場

### ① 金利

他国と比較してブラジルの金利は極めて高く、企業にとってブラジル国内での資金調達は困難である。企業が長期の設備投資資金を確保できるようにするために、資本市場整備の取り組みを継続すべきである。

### ② 外貨管理の自由化

最近の措置は妥当であり、為替リスクをヘッジする手段の一つである外貨預金の自由化は継続すべきである。

### ③ 海外送金の簡素化

海外送金はブラジル中央銀行に登録することになっているが、手続きを簡素化すべきである。特にロイヤリティの支払いを海外に送金する場合、ブラジル中央銀行と国家工業所有権院（INPI）への登録と認可が必要であるが、認められないことが多く、規制の緩和が求められる。

## (6) 物流（海上輸送、通関、内陸輸送インフラ）

### ① 港湾の効率化

海上輸送の拠点であるサントス港の港湾設備が老朽化していることから、抜本的な改善に向け施設整備が急務である。現状では、荷捌きの遅延、搬出入車両の渋滞、大型船舶の配船難などが生じ、貨物の受取時期の見通しが立たず、割高な倉庫費用と相まって、取引に支障が出ることが多い。

### ② AFRMM（商船更新追加税）

ブラジル特有のAFRMM（商船更新追加税）は、運賃を割高にしている一因であることから、物流の効率性を高めるための課題の一つである。

### ③ 通関の合理化

通関手続きについても、書類の準備に過大な労力を要するうえ、係官の恣意的な対応により輸入が遅延する場合がある。これに加え、年に数回行われる税関のストライキが、物流コスト上昇の要因になっている。通関手続きの簡素・合理化や労使関係の改善に向けた現在の取り組みを強力に支援すべきである。

#### ④ 道路の整備

内陸輸送については、トラック輸送が唯一の手段となっており、道路の舗装、修復が求められる。また、国内輸送手段として、トラック輸送への偏重を是正すべく、水上輸送、鉄道、空輸への手段拡充が必要である。

#### (7) 知的財産権の保護

国際的な企業活動を進めるうえで知的財産権の保護は不可欠である。ブラジルにおいては、知的財産権に関連する法制度はあっても実際の保護措置が不十分であり、模倣品の横行により企業は被害を被っている。知的財産侵害物品の取り締まりを強化し、司法省の対策を全面的に支援すべきである。

#### (8) 査証手続き

ブラジルの査証取得手続きについては、2年間のテンポラリービザは取得しにくいうえ、更新できるのは1回だけで、最長4年までしか認められない。業務出張用ビザも取得までに約2週間を要するため、日々の業務の動きに合わせて迅速な対応ができない。また、ブラジルの入国審査では長時間待たされることが多く、観光客や商用旅客を誘致するうえで阻害要因となっている。入国審査の抜本的な改善が望まれる。

以 上

ブラジル全国工業連盟

ブラジル企業の要望に関するブラジル全国工業連盟（CNI）の調査によれば、二国間の貿易交渉のなかでは、以下のような日本の貿易障壁を取り扱うべきである。

**（1）物品貿易**

ブラジルの輸出企業が対日輸出に関心のあるもので関税率が高い品目は、牛肉および内臓、トウモロコシ、一部の果実、砂糖、革製品、皮革、履物である。日本の関税体系は、加工食品、木材、繊維、革製品を実質的に手厚く保護しているため、ブラジルの大豆油、焙煎コーヒー豆、加工木材（厚板および薄板）、たばこ、履物が特に影響を受けている。

日本は、ウルグアイ・ラウンド（1986年～1994年）の合意を受け、牛肉、豚肉、オレンジ、チーズ、菓子類、植物油、その他の品目につき関税を引き下げた。米を自由化の唯一の例外として、小麦、でん粉、ピーナッツ、乳製品には、輸入数量制限の代わりに関税割当制度が適用され、1999年には米も関税化された。しかし、米、小麦、小麦でん粉は国家貿易制度の下にあり、関税割当の数量、価格ともに政府が管理している。乳製品の一部も同様に国家貿易の対象であり、割当枠外の民間貿易部分に対する二次関税も高い。

ブラジルの主な輸出品で、日本の従量税の対象となっているのは、大豆油、砂糖、エチルアルコールである。オレンジジュース、履物については、複合税（同一の物品に従価税と従量税を結合して課税する）もしくは選択税（同一の物品について従価税、従量税の両方を定め、税額の高い方または低い方のいずれかを課税する）が課されている。豚肉には、種々の関税が適用され、実質的に基準価格が設けられている。バナナ、オレンジ、ぶどうには季節関税（輸入の時期によって適用する税率を変えて課税する）が課されている。

**（2）衛生植物検疫措置**

日本の食品衛生法、植物防疫法に定められている審査・検査は、ブラジル産



の農産物を日本に輸出する際の障壁となっている可能性がある。この衛生植物検疫措置によって最も影響を受ける品目は、牛肉、豚肉、鶏肉、生果実である。日本の衛生植物検疫措置の中には、世界保健機関（WHO）、国際獣疫事務局（OIE）、国際植物防疫条約（IPPC）の定める基準よりも厳格なものもある。その他、ブラジル産品の輸出にとっての障壁として、①残留農薬の許容値が極めて低いこと、②検査方法が複雑なこと、③SPS協定（WTO衛生植物検疫措置の適用に関する協定）第6条に規定される地域主義（輸入産品原産国の各地域について、有害動植物や病気が発生していない地域、少ない地域を指定・認定し、貿易を円滑化すること）が認められにくいことが挙げられる。

### （3）基準認証制度

ブラジル製品の中には、日本の規格・基準のために市場参入が困難になっているものがある。例えば、ノイズの検査基準、電気機器の規格などについて、日本の基準認証制度が国際標準と異なるために、ブラジルからの電気機器、自動車の輸出が阻害されている。

基準認証制度に関する相互承認協定が締結されれば、貿易財の納品までに要する時間を大幅に短縮でき、日本市場におけるブラジル製品の競争力改善にもつながる可能性がある。

### （4）査証発給・通関手続き

二国間協定の中で取り扱うべき課題としては、査証発給・通関に関わる手続きの簡素化、迅速化がある。査証取得手続きが過度に複雑で有効期間が短いと二国間における事業展開などの妨げとなるため、両国政府は相互に改善措置を講ずる必要がある。また、製品の通関手続きに要する時間とコストを低減し、「産業内貿易」を促進するため、通関手続きの一層の改善が求められる。

以上